福岡市公報

令和５年12月11日　第7012号

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

規　　則

○福岡市保健所長事務委任規則の一部改正（第114号）…… 1

○福岡市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正（第115号）…… 3

○福岡市旅館業法施行細則の一部改正（第116号）…… 5

○福岡市興行場法施行細則の一部改正（第117号）…… 6

○福岡市公衆浴場法施行細則の一部改正（第118号）…… 6

○福岡市理容師法施行細則の一部改正（第119号）…… 7

○福岡市美容師法施行細則の一部改正（第120号）…… 7

○福岡市クリーニング業法施行細則の一部改正（第121号）…… 8

公　　告

○特定調達契約等に係る一般競争入札の実施（第315号）…… 9

○串木野都市計画事業麓土地区画整理事業の換地処分に関する通知に係る書類の送付にかわる掲示がなされている旨の公告（第316号）……10

○建築許可に係る公開による意見の聴取（第317号）……11

市　水　交

○競争入札参加者の資格等（公告第２号）……11

水　道　局

○一般競争入札の実施（公告第39号）……15

規　　則

福岡市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和５年12月11日

福岡市長　　髙　　島　　宗　一　郎

福岡市規則第114号

福岡市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

福岡市保健所長事務委任規則（昭和38年福岡市規則第63号）の一部を次のように改正する。

本則第17号イ中「及び第３条の３第１項」を「、第３条の３第１項及び第３条の４第１項」に改める。

本則第28号中ナをユとし、トをモとし、その次に次のように加える。

ヤ　法第38条第２項の規定により当該職員に指定検査機関の事務所に立ち入り、帳簿等を検査させ、又は関係者に質問させること。

本則第28号中テをムとし、その次に次のように加える。

メ　法第37条第２項の規定により指定検査機関の業務又は経理の状況に関する報告をさせること。

本則第28号中ツをミとし、チの次に次のように加える。

ツ　法第21条第１項の規定により指定検査機関の指定をすること。

テ　法第23条第２項の規定による変更の届出を受理すること。

ト　法第25条第３項の規定による指定検査機関の食鳥検査に係る事項の報告を受理すること。

ナ　法第26条第１項の規定により指定検査機関の役員の選任又は解任の認可をすること。

ニ　法第26条第２項の規定による指定検査機関の検査員の選任又は解任の届出を受理すること。

ヌ　法第26条第３項の規定により指定検査機関の役員又は検査員の解任を命じること。

ネ　法第28条第１項の規定により業務規程の認可又は業務規程の変更の認可をすること。

ノ　法第28条第２項の規定により業務規程の変更を命じること。

ハ　法第29条第１項の規定により事業計画等の認可又は事業計画等の変更の認可をすること。

ヒ　法第29条第２項の規定により事業報告書等を受理すること。

フ　法第31条の規定により食鳥検査の業務に関し監督上必要な命令をすること。

ヘ　法第32条第１項の規定により食鳥検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をすること。

ホ　法第33条第１項又は第２項の規定により指定検査機関の指定を取り消すこと。

マ　法第33条第２項の規定により食鳥検査の業務の全部又は一部の停止を命じること。

本則第31号を本則第32号とし、本則第30号の次に次の１号を加える。

㉛　生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和５年法律第52号。以下この号において「法」という。）の規定に基づき市長の権限に属する事務のうち次に掲げるもの。

ア　法附則第３条第１項の規定により旅館業法第３条の２第１項の規定による営業者

の地位の承継をした者の業務の状況について調査すること。

イ　法附則第４条第２項の規定により食品衛生法第56条第１項（同法第57条第２項（同法第68条第１項及び第３項において準用する場合を含む。）及び同法第68条第１項において準用する場合を含む。）の規定による許可営業者又は届出営業者の地位の承継をした者（営業の譲渡により当該地位の承継をした者に限る。）の業務の状況について調査すること。

ウ　法附則第５条第２項の規定により理容師法第11条の３第１項の規定による理容所の開設者の地位の承継をした者（営業の譲渡により当該地位の承継をした者に限る。）の業務の状況について調査すること。

エ　法附則第６条第２項の規定により興行場法第２条の２第１項の規定による営業者の地位の承継をした者（興行場営業の譲渡により当該地位の承継をした者に限る。）の業務の状況について調査すること。

オ　法附則第７条第２項の規定により公衆浴場法第２条の２第１項の規定による営業者の地位の承継をした者（浴場業の譲渡により当該地位の承継をした者に限る。）の業務の状況について調査すること。

カ　法附則第８条第２項の規定によりクリーニング業法第５条の３第１項の規定による営業者の地位の承継をした者（営業の譲渡により当該地位の承継をした者に限る。）の業務の状況について調査すること。

キ　法附則第９条第２項の規定により美容師法第12条の２第１項の規定による美容所の開設者の地位の承継をした者（営業の譲渡により当該地位の承継をした者に限る。）の業務の状況について調査すること。

ク　法附則第10条第２項の規定により食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第７条第１項の規定による食鳥処理業者の地位の承継をした者（食鳥処理の事業の譲渡により当該地位の承継をした者に限る。）の業務の状況について調査すること。

附　則

この規則は、令和５年12月13日から施行する。

福岡市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和５年12月11日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第115号

福岡市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福岡市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成３年福岡市規則

第86号）の一部を次のように改正する。

第３条中「（様式第１号）」を削る。

第４条中「（様式第２号）」及び「（様式第３号）」を削る。

第５条第１項中「（様式第４号）」を削り、同条第２項中「、構造設備変更許可書（様式第５号）」を「構造設備変更許可書を、同条の許可をしないこととしたときは構造設備変更不許可通知書」に改め、同条第３項中「（様式第６号）」を削る。

第６条中「（様式第７号）」を削る。

第７条中「（様式第８号）」を削る。

第８条中「（様式第９号）」を削る。

第９条中「の規定による」を「に規定する」に改め、「（様式第10号）」を削る。

第10条第１項中「（様式第11号）」を削り、同条第２項中「（様式第12号）」を削る。

第11条第１項中「（様式第13号）」を削り、同条第２項中「（様式第14号）」を削る。

第12条中「（様式第15号）」を削る。

第13条中「（様式第16号）」を削る。

第14条を次のように改める。

（指定検査機関の指定）

第14条　保健所長は、法第21条第１項の指定をしたときは指定検査機関指定書を、同項の指定をしないこととしたときは指定検査機関不指定通知書を当該申請者に交付する。

第16条第１号中「又は」の次に「法」を加え、「食鳥処理事業許可取消し通知書（様式第19号）」を「食鳥処理事業許可取消通知書」に改め、同条第２号中「第８条又は」の次に「法」を加え、「命ずる」を「命じる」に改め、「（様式第20号）」を削り、同条第３号中「命ずる」を「命じる」に改め、「（様式第21号）」を削り、同条第４号中「（様式第22号）」を削り、同条第５号中「又は」の次に「法」を加え、「命ずる」を「命じる」に改め、「（様式第23号）」を削り、同条に次の５号を加える。

⑹　法第26条第３項の規定により指定検査機関の役員又は検査員の解任を命じるとき　指定検査機関役員・検査員解任命令書

⑺　法第28条第２項の規定により業務規程の変更を命じるとき　業務規程変更命令書

⑻　法第31条の規定により食鳥検査の業務に関し監督上必要な命令をするとき　監督命令書

⑼　法第33条第１項又は第２項の規定により法第21条第１項の指定を取り消すとき　指定検査機関指定取消通知書

⑽　法第33条第２項の規定により食鳥検査の業務の全部又は一部の停止を命じるとき　食鳥検査業務停止命令書

第16条を第20条とする。

第15条中「第37条第１項」の次に「又は第２項」を加え、「（様式第18号）」を削り、同条を第19条とする。

第14条の次に次の４条を加える。

（指定検査機関の役員選任等の認可）

第15条　保健所長は、法第26条第１項の認可をしたときは指定検査機関役員選任・解任認可書を、同項の認可をしないこととしたときは指定検査機関役員選任・解任不認可通知書を当該申請者に交付する。

（指定検査機関の業務規程の認可）

第16条　保健所長は、法第28条第１項の認可をしたときは業務規程認可書を、同項の認可をしないこととしたときは業務規程不認可通知書を当該申請者に交付する。

（指定検査機関の事業計画等の認可）

第17条　保健所長は、法第29条第１項の認可をしたときは事業計画等認可書を、同項の認可をしないこととしたときは事業計画等不認可通知書を当該申請者に交付する。

（業務の休廃止の許可）

第18条　保健所長は、法第32条第１項の許可をしたときは食鳥検査業務休止・廃止許可書を、同項の許可をしないこととしたときは食鳥検査業務休止・廃止不許可通知書を当該申請者に交付する。

本則に次の１条を加える。

（申請書等の様式）

第21条　この規則の規定による申請、許可等に関し作成する申請書、許可書等の様式については、市長が別に定める。

別記様式第１号から様式第23号までを削る。

附　則

この規則は、令和５年12月13日から施行する。

福岡市旅館業法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和５年12月11日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第116号

福岡市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

福岡市旅館業法施行細則（昭和47年福岡市規則第72号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「又は法第３条の３第１項」を「、法第３条の３第１項又は法第３条の４第１項」に改め、同条第２項中「第３条第２項」を「第１条の３第２項第１号又は省令第３条第２項各号に掲げる書類」に改め、「あつては、」の次に「省令第１条の３第２項各号に掲げる書類又は」を加え、「）に定める書類」を「に規定する書類）」に改める。

附　則

この規則は、令和５年12月13日から施行する。

福岡市興行場法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和５年12月11日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第117号

福岡市興行場法施行細則の一部を改正する規則

福岡市興行場法施行細則（昭和59年福岡市規則第98号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項を次のように改める。

２　興行場営業者地位承継届には、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類その他保健所長が必要と認める書類を添付しなければならない。

⑴　法第２条の２第２項の規定により譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者　次に掲げる書類

ア　興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類

イ　届出者が法人の場合にあつては、届出者の履歴事項全部証明書等

⑵　法第２条の２第２項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者　次に掲げる書類

ア　戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第５項の規定により交付を受けた同条第１項に規定する法定相続情報一覧図の写し

イ　相続人が２人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、興行場営業者相続同意書

⑶　法第２条の２第２項の規定により合併又は分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者　合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により興行場営業を承継する法人の履歴事項全部証明書等

附　則

この規則は、令和５年12月13日から施行する。

福岡市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和５年12月11日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第118号

福岡市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

福岡市公衆浴場法施行細則（昭和47年福岡市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「第２条第２項」を「第１条の２第２項第１号又は省令第２条第２項各号に掲げる書類」に改め、「あつては、」の次に「省令第１条の２第２項各号に掲げる書類又は」を加え、「又は」を「若しくは」に、「）に定める書類」を「に規定する書類）」に改める。

附　則

この規則は、令和５年12月13日から施行する。

福岡市理容師法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和５年12月11日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第119号

福岡市理容師法施行細則の一部を改正する規則

福岡市理容師法施行細則（昭和34年福岡市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「（様式第１号）」を削る。

第３条第１項中「様式第２号。ただし、」を削り、「様式第３号」を「理容所開設届出事項変更届（従業者変更）」に改め、「（様式第４号）」を削る。

第４条第１項中「（様式第４号の２）」を削り、同条第２項中「第21条第２項」を「第20条の２第２項に規定する書類又は省令第21条第２項各号に掲げる書類」に改め、「法人にあっては」の次に「、省令第20条の２第２項に規定する書類及び事業譲渡により地位を承継した法人の履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書」を、「第22条第２項」の次に「に規定する書類」を加え、「）に定める書類」を「に規定する書類）」に改め、同条第３項中「様式第４号の３」を「理容所開設者相続同意書」に改める。

第５条中「第11条第１項の」の次に「規定による」を加え、「（様式第５号）」及び「（様式第６号）」を削る。

第６条中「（様式第８号）」及び「（様式第９号）」を削る。

第７条の表別記様式第１号から様式第６号まで、様式第８号及び様式第９号の項を削る。

第８条第２項中「（様式第10号）」を削り、同条第３項中「（様式第11号）」を削る。

第９条の見出し中「等」を削り、同条第２項を削り、同条の次に次の１条を加える。

（届出書等の様式）

第10条　この規則の規定による届出、通知等に関し作成する届出書、通知書等及び条例第５条第２項の従業者台帳の様式については、市長が別に定める。

別記様式第１号から様式第12号までを削る。

附　則

この規則は、令和５年12月13日から施行する。

福岡市美容師法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和５年12月11日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第120号

福岡市美容師法施行細則の一部を改正する規則

福岡市美容師法施行細則（昭和34年福岡市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「（様式第１号）」を削る。

第３条第１項中「様式第２号。ただし、」を削り、「様式第３号」を「美容所開設届出事項変更届（従業者変更）」に改め、「（様式第４号）」を削る。

第４条第１項中「（様式第４号の２）」を削り、同条第２項中「第21条第２項」を「第20条の２第２項に規定する書類又は省令第21条第２項各号に掲げる書類」に改め、「法人にあっては」の次に「、省令第20条の２第２項に規定する書類及び事業譲渡により地位を承継した法人の履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書」を、「第22条第２項」の次に「に規定する書類」を加え、「）に定める書類」を「に規定する書類）」に改め、同条第３項中「様式第４号の３」を「美容所開設者相続同意書」に改める。

第５条中「第11条第１項の」の次に「規定による」を加え、「（様式第５号）」及び「（様式第６号）」を削る。

第６条中「（様式第８号）」及び「（様式第９号）」を削る。

第７条の表別記様式第１号から様式第６号まで、様式第８号及び様式第９号の項を削る。

第８条第２項中「（様式第10号）」を削り、同条第３項中「（様式第11号）」を削る。

第９条の見出し中「等」を削り、同条第２項を削り、同条の次に次の１条を加える。

（届出書等の様式）

第10条　この規則の規定による届出、通知等に関し作成する届出書、通知書等及び条例第５条第２項の従業者台帳の様式については、市長が別に定める。

別記様式第１号から様式第12号までを削る。

附　則

この規則は、令和５年12月13日から施行する。

福岡市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和５年12月11日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第121号

福岡市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

福岡市クリーニング業法施行細則（昭和40年福岡市規則第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「（様式第１号又は様式第１号の２）」を削り、同条第３項中「（様式第１号の３）」を削り、同条第４項第１号中「、登記簿謄本」を削る。

第４条第１項中「（様式第２号）」及び「（様式第２号の２）」を削る。

第４条の２中「（様式第３号）」を削る。

第５条中「基づき、構造設備の」を「より」に改め、「（様式第４号）」を削り、「不適合である」を「適合しない」に、「クリーニング所不適格通知書（様式第５号）」を「クリーニング所不適合通知書」に改める。

第５条の２第１項中「（様式第５号の２）」を削り、同条第２項中「第２条の２第２項」の次に「に規定する書類又は省令第２条の３第２項各号に掲げる書類」を加え、「第２条の３第２項又は省令第２条の４第２項）に定める書類」を「第２条の２第２項に規定する書類及び事業譲渡により地位を承継した法人の履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書、省令第２条の４第２項に規定する書類又は省令第２条の５第２項に規定する書類）」に改め、同条第３項中「第２条の２第２項第２号」を「第２条の３第２項第２号」に、「様式第５号の３」を「クリーニング所・無店舗取次店営業者相続同意書」に改める。

第７条中「基づく」を「よる」に改め、「（様式第６号）」を削り、「命ずる」を「命じる」に改める。

第８条中「（様式第７号）」を削る。

第９条中「（様式第８号）」を削り、「命ずる」を「命じる」に改める。

第10条の表別記様式第１号から様式第８号までの項を削り、同条の次に次の１条を加える。

（届出書等の様式）

第11条　この規則の規定による届出、通知等に関し作成する届出書、通知書等の様式については、市長が別に定める。

別記様式第１号から様式第８号までを削る。

附　則

この規則は、令和５年12月13日から施行する。

公　　告

福岡市公告第315号

地方自治法第234条第１項の規定に基づき、一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等を締結するので、地方自治法施行令第167条の６及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第５条の規定により次のように公告する。

令和５年12月11日

福岡市長　髙　島　宗一郎

１　入札に付する事項

特別児童扶養手当システム構築・保守業務委託

２　入札日時

令和６年１月30日午前10時（郵送による場合は、同月29日午後５時までに必着とする。）

３　落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の２第１項の規定により落札者を決定する。

４　詳細は、入札説明書による。

５　入札説明書を次のとおり配布する。

(1)　方法

本市ホームページにより配布する。

ＵＲＬ　https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/reform/business/ippankyousounyuusatsu_tokubetsujidoufuyouteate_kouchiku.html

(2)　期間等

この公告の日から令和５年12月27日午後５時まで

【英文の要約】

ＳＵＭＭＡＲＹ

1. Contract(s) up for tender

Development and Maintenance of the System for Special Childcare Allowance

2. Date & time of tender

10 a.m., January 30, 2024

(Tender by post to arrive by 5 p.m., January 29, 2024)

3. For details, refer to the Tender Explanation Form.

4. The Tender Explanation Forms are available as follows:

(1) Distribution Method

https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/reform/business/ippankyousounyuusatsu_tokubetsujidoufuyouteate_kouchiku.html

(2) Period

From the date of this notice to 5 p.m., December 27, 2023

福岡市公告第316号

串木野都市計画事業麓土地区画整理事業の施行者いちき串木野市が、土地区画整理法第133条第２項において準用する同法第77条第５項前段の規定に基づき、同法第103条第１項の規定による換地処分に関する通知に係る書類の送付にかえて、当該書類の内容を掲示しているので、同法第133条第２項において準用する同法第77条第５項後段の規定により次のように公告する。

令和５年12月11日

福岡市長　髙　島　宗一郎

１　書類の送付を受けるべき者の判明している最後の住所及び氏名

福岡市東区和白三丁目28番３－702号

田中　ひろみ

２　掲示の場所

鹿児島県いちき串木野市上名2455番地所在の掲示場

3　掲示の期間

この公告の日から10日間

福岡市公告第317号

建築基準法第48条第15項の規定に基づき、同条第５項ただし書の規定による建築許可について、利害関係を有する者の出頭を求め、公開による意見の聴取を行うので、同条第17項の規定により次のように公告する。

令和５年12月11日

福岡市長　髙　島　宗一郎

1　意見の聴取の日時

令和５年12月18日（月）午後７時

2　意見の聴取の場所

福岡市南区井尻二丁目４番17号

福岡市宮竹公民館

3　許可しようとする建築物の建築の計画

申請者の住所及び氏名	敷地の位置	用途地域	建築物の用途	工事種別
福岡市南区井尻二丁目26番21号 有限会社　モチダ産業	福岡市南区井尻二丁目1284番17から1284番19まで	第一種住居地域	事務所	新築

市　水　交

福　岡　市

福岡市水道局公告第２号

福岡市交通局

地方自治法施行令第167条の５第１項及び第167条の11第２項の規定に基づき、令和６年８月１日から令和７年７月31日までの間の福岡市における工事及び製造の請負契約、委託契約、物品の購入及びリース契約並びに物品の売払契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第167条の５第２項及び第167条の11第３項の規定により、次のように公告する。

令和５年12月11日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市水道事業管理者　坂　本　秀　和

福岡市交通事業管理者　小野田　勝　則

第１　競争入札参加者に必要な資格

⑴　地方自治法施行令第167条の４に該当する者でないこと。

⑵　福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第３に該当する者でないこと。

⑶　福岡市税を滞納していない者（新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、徴収猶予を受けている者を含む。）であること。

⑷　消費税及び地方消費税を滞納していない者（新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、納税猶予を受けている者を含む。）であること。

⑸　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑹　工事請負契約にあっては建設業法第３条第１項の規定による建設業の許可及び同法第27条の23第１項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受け、経営規模等評価結果通知書･総合評定値通知書（総合評定値が記載されているものに限る。）の通知を受けている者であること（本市との取引を支店等の代理人が行う場合は、当該支店等が当該許可を受けていること）、その他の契約にあっては営業に関し法律上必要とする資格を有している者であること。

⑺　工事請負契約にあっては、雇用保険法に基づく雇用保険、健康保険法に基づく健康保険及び厚生年金保険法に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

第２　競争入札参加資格の認定

１　工事請負契約

第３の１⑴に定める申請区分業種ごとに区分して競争入札参加資格を認定する。この場合において、福岡市契約事務取扱規程別表第２、福岡市水道局契約事務取扱要綱別表第２又は福岡市交通局契約事務取扱要綱別表第２に掲げる契約については、次に掲げる事項を勘案のうえ、予定金額に応じこれらの表に定める等級に区分して競争入札参加資格を認定する。

⑴　客観的事項

建設業法に定める経営規模等評価の結果（年間完成工事高）及び総合評定値の結果

⑵　主観的事項

令和３年度、令和４年度及び令和５年度に完成した工事の成績、本店所在地等

２　その他の契約

第３の１⑵及び２から４までに定める申請区分業種ごとに区分して競争入札参加資格を認定する。

第３　申請区分業種

１　工事及び製造の請負契約

⑴　工事請負契約

一般土木、Ｐ・Ｃ、体育施設、港湾土木、建築、大工、左官、交通安全施設、法面、グラウト、フェンス、その他のとび・土工・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、板金、ガラス、塗装、防水、畳、襖、内装・インテリア、黒板、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、木製建具、金属製建具、その他の建具、消防施設、機械、体育遊戯施設、解体

⑵　製造請負契約

船舶造船、鉄道車両

２　委託契約

土木設計、建築設計、構造計算、建築積算、建築物等点検、設備設計、設備積算、測量、地質調査、看板・標識、樹木の保育管理、花の保育管理、建築物清掃、その他清掃、警備、消毒、防蟻、補償コンサルタント、運送、催事・展示等の企画設営等、情報処理、広告宣伝

３　物品の購入及びリース契約

鋼材、木材、骨材、道路材、コンクリート二次製品、建材、給排水資材、鉄道資材、石油、ガス・雑燃料、電力、一般用機械器具、産業用機械器具、厨房用機械器具、光学用機械器具、ミシン・編機、時計、事務用機器、特殊事務用機器、文房具、スチール製品、印判、用紙類、黒板、教材、運動用品、自動車販売、自動車修理、自動車用品、船用品、航空機用品、消防用品、消防自動車、保安用品、弱電気製品、電気設備機器、ＯＡ機械器具、木工製作、家具・インテリア、医療用機械器具、レントゲン機械器具、理化学機械器具、度量衡機械器具、医薬・衛生材料、工業用薬品、被服、染色、ゴム・皮革製品、ビニール製品、寝具、楽器、記念・宣伝用品、肥料・種苗、農薬、農業用機器、一般印刷、フォーム印刷、特殊印刷、軽印刷、青写真焼付・複写、日用雑貨、標識・鑑札、模型

４　物品の売払契約

金属、紙、中古自動車、古物、その他

第４　競争入札参加資格の有効期間

１　令和６年８月１日から令和７年７月31日まで。ただし、令和７年７月31日以前に公告又は指名がなされる競争入札であって落札者の決定が同年８月１日以降となる場合は、落札者決定の日（落札者がなかったときは、当該競争入札の終了を宣言した日）までとする。

２　有効期間内であっても第１の⑴から⑺までに掲げる資格を有しないこととなった場

合は、競争入札に参加することができない。

第５　申請の方法

１　申請の書類

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に令和６年度福岡市、水道局、交通局競争入札参加資格申請要領（以下「申請要領」という。）に定める書類を添えて申請すること。

２　申請の受付

⑴　申請することができる契約の種類

ア　令和５年８月１日現在、「令和４・５・６年度福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」に登載されていない者

工事及び製造の請負、委託、物品の購入及びリース並びに物品の売払

イ　令和５年８月１日現在、「令和４・５・６年度福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」に登載されている者

工事及び製造の請負、委託、物品の購入及びリース並びに物品の売払のうち、競争入札参加資格の認定を受けていないもの

⑵　受付は、インターネットを利用した電子申請の受付の方法によるものとする。

⑶　受付期間及び受付ホームページ

ア　受付期間

令和６年１月15日から同年２月16日まで

イ　受付ホームページ

福岡市契約情報ホームページ

ＵＲＬ　https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/

⑷　その他

受付期間内に申請ができなかったことについて正当な理由があると認められる者に限り、別途受付を認める場合がある。ただし、この場合であっても、その期限は、令和６年４月15日までとし、以後は認めない。

３　申請の書類の記載に使用する言語

申請の書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

４　その他

詳細は、申請要領による。

第６　競争入札有資格者名簿への登載

競争入札参加資格審査の結果、第１の⑴から⑺までに掲げる資格を有すると認めた者については、令和６年８月１日付けで「令和４・５・６年度福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」に登載する。

第７　その他

１　競争入札参加資格審査申請をした者が、申請書に虚偽の記載をし、若しくは重要な

事実について記載をしなかったこと又は第１の(1)から(7)までに掲げる資格を有しないことが判明した場合は、認定を行わないことがある。

2　競争入札参加資格の認定を受けた者が、申請書に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったこと又は第１の(1)から(7)までに掲げる資格を有しないことが判明した場合その他不正の手段により競争入札参加資格の認定を受けたと認められる場合は、認定を取り消すことがある。

3　競争入札参加資格審査申請の申請事項に変更があったときは、速やかにインターネットを利用する方法によりその旨を届け出なければならない。

水　道　局

福岡市水道局公告第39号

地方自治法第234条第１項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の６及び福岡市水道局契約事務規程第５条の規定により次のように公告する。

令和５年12月11日

福岡市水道事業管理者　坂　本　秀　和

1　電子入札に付する事項

業　種	件　名	備　考
電気Ａ	夫婦石浄水場次亜塩注入電気設備更新工事	総合評価落札方式
機械	夫婦石浄水場次亜注入設備更新工事	
管１種Ａ	中央区薬院３丁目地内外２件配水管布設工事	
	城南区別府１丁目地内配水管布設工事	
	南区野間１丁目地内配水管布設工事（概算数量設計）	
	南区長丘４丁目地内配水管布設工事	
	東区香椎駅東１丁目地内配水管布設工事	
	中央区小笹３丁目地内配水管布設工事	
	東区八田２、３丁目地内配水管布設工事	
管２種Ｂ	東区大字西戸崎地内配水管布設工事	総合評価落札方式

管２種Ｃ	番托取水場内番托系導水管連絡工事	

2　詳細は、入札説明書による。

3　入札説明書を次のとおり配布する。

(1)　方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

ＵＲＬ　https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html

(2)　期間

この公告の日から令和５年12月18日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3)　時間

午前６時から午後10時まで

印刷所　松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を使用しています